

徳島県情報公開審査会答申第70号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年9月17日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1．H20年に 土地改良区に係る検査して、3000万が分かる関連書類及び指導書類・農山村・南部局・金融課、2．那賀川南岸土地改良区（H19．10月）に検査した8億円に係る書類」の公文書公開請求を行った。

2 実施機関の決定

平成20年9月25日、実施機関は、上記請求のうちの「1．H20年に 土地改良区に係る検査して、3000万が分かる関連書類及び指導書類・南部局」の部分（以下「本件請求」という。）に係る公文書が存在しないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成20年10月6日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成20年11月14日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり、速やかな開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりであ

る。

- (1) 本件請求を行う際、農山村整備課に確認したところ、土地改良区（以下「本件改良区」という。）に対する指導権限については南部総合県民局農林水産部（阿南）（以下「南部県民局」という。）にあるとのことであったため、本件請求を行ったのである。それら指導文書が無いとはおかしい。
- (2) 本件請求にかかる検査を実施した2週間後に、本件改良区で多額の横領事件が発覚したものであり、本件処分は、かかる失態を隠す行為と思われ、条例第12条第3項に事欠いた権利の濫用である。
- (3) 本件請求に係る検査を行う際、検査金融課から検査協力の要請を受け、南部県民局の職員が検査業務に従事し、上司にも報告しているはずであり、報告文書など本件請求にかかる公文書を保有しているはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件請求に係る検査について

本件請求にかかる検査は、土地改良法第132条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が行った検査（以下「本件検査」という。）であり、平成20年9月に、中国四国農政局が実施したものである。

なお、本県農林水産部検査金融課（以下「検査金融課」という。）の職員が検査協力という形で検査業務に従事し、同部農山村整備課（以下「農山村整備課」という。）及び南部県民局の職員は、指導監督機関として本件検査に立ち会っている。

2 本件請求に係る公文書について

上記1に示すとおり、南部県民局の職員は本件検査に立ち会ったのみであり、検査業務に従事しておらず、検査に関する文書は取得も作成もしていない。

したがって、本件請求の対象となる公文書は、何ら保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 認定事実

当審査会に提出された異議申立書、理由説明書及び意見書、当審査会において陳述された異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに当審査会において調査を行い確認

した内容を総合すると、本件事案に係る認定事実は次のとおりである。

- (1) 平成20年9月、中国四国農政局は、土地改良法第132条第1項の規定に基づき、本件改良区に対し本件検査を実施した。
その際、検査金融課の職員が、検査協力として検査業務に従事した。
- (2) 農山村整備課及び南部県民局の職員は、本件検査に立ち会ったが、本件検査の検査業務には従事していないため、本件検査に関する文書は一切取得しておらず、また、復命書等の報告文書も作成していない。
- (3) 異議申立人は、本件請求を、検査金融課、農山村整備課及び南部県民局に対して行った。
本件検査の業務に従事した検査金融課は、検査に関する公文書を特定し、部分公開決定処分を行った。
南部県民局は、上記(2)の事実に基づき、本件処分を行った。
農山村整備課は、南部県民局と同理由により、本件請求に係る公文書を保有していないことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分を行っている。
- (4) 異議申立人は、上記(3)に示す3件の決定処分のうち、本件処分についてのみ異議申立てを行った。

2 基本的な考え方について

当審査会は、本件事案について、請求の対象となる公文書の不存在を理由とした本件処分が、条例に照らし妥当であるかどうか検討する。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 上記1(3)に示すとおり、南部県民局の職員は、本件検査の業務に従事しておらず、本件検査に立ち会ったものである。
一般に、法令に基づく検査においては、被検査者の協力のもと、被検査者の検査対象事業の具体的な運営状況、その問題点、課題点あるいは改善を要する点など、詳細な内部情報を取得するものであり、その情報の内容によっては、被検査者の社会的信用や競争上の地位に相当な影響を及ぼす場合もある。
このため、検査業務により取得される情報は、被検査者にとってセンシティブな性格を有するものであり、その取扱いについては特に慎重さが求められるところである。
- (2) ところで、上記1(1)に示すとおり、本件検査の検査機関は、中国四国農政局であり、実施機関ではない。検査協力として本件検査業務に従事したのも、検査金融

課であって、本件処分を行った南部県民局ではない。

そうすると、検査業務に従事していない南部県民局が本件検査に関する文書を取得していなかったとしても、上記(1)に示すような点に鑑みれば、格別不自然・不合理なものでははいといえる。

- (3) なお、知事部局の職員が出張した際に作成する復命書については、「上司の承認を得たときは、復命書の提出を省略することができる。」とされている（徳島県職員服務規程第10条第3項）。

したがって、復命書等の報告文書が作成されていなかったとしても、格別不自然・不合理なところはない。

- (4) 以上により、本件請求の対象となる公文書を実施機関が保有していないとする点につき、格別不自然・不合理な点はなく、本件処分を行った実施機関の判断は妥当である。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年11月14日	諮問
12月5日	諮問庁からの理由説明書を受理
12月15日	異議申立人からの意見書を受理
平成21年2月10日	審議（第63回審査会）
3月12日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議（第64回審査会）
4月17日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第65回審査会）
5月19日	審議（第66回審査会）
6月22日	審議（第67回審査会）